



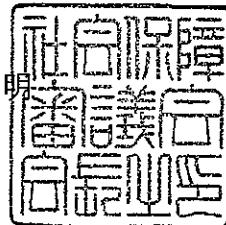
社 保 審 発 第 1 号
平成 20 年 3 月 3 日

厚生労働大臣

舛添 要一 殿

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明



指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について
(答申)

平成 20 年 3 月 3 日 厚生労働省発者第 0303001 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。